

# 容り法再改正に向けた連続学習会 第3回開催の報告（要約）

【日時】 2009年11月18日（水）14:00～16:20

【場所】 飯田橋セントラルプラザ 16F（教室A）

## ＜第一部＞ 14:00～15:00 講師：上山静一さん

テーマ：「イオンの温暖化防止宣言と地域社会との連携」

～レジ袋削減から始まるビジネスプロセスと生活スタイルの変革へ～

## ＜第二部＞ 15:10～16:20 参加者による意見交換

話題提供

- 「レジ袋削減に関する世界の動き」 瀬口亮子さん（国際NGO F o E Japan）
- 「レジ袋辞退率調査報告」 羽賀育子さん（拡大生産者責任とデポジット制度の実現をめざす全国ネットワーク）
- 「容り法とレジ袋有料化」 小野寺 勲（ごみ・環境ビジョン 21）

当日は、全国消費者大会と重なり、出席者が少なかったのですが、関心の高いテーマだけに、質疑応答や意見交換も活発に行われ、内容の濃い学習会となりました。

質疑応答で、上山さんは、レジ袋有料化が大都市で進まない理由について「競争の激しさや不況のせいになっているが、7割は自治体や住民の意識など地域特有の要因ではないか。成功事例をつくるしかない」とし、また、キャッシュバック方式については「個人に対するインセンティブであり、社会全体に対するインセンティブではないので、意味がない」といった見解を示されました。

意見交換では、上山さんを含め、「レジ袋有料化の法制化が必要だ」という意見がほとんどでした。

これから容り法改正に臨む3R全国ネットにとっても、有意義な学習会だったと思います。

## ＜第一部＞

### 上山静一さん「イオンの温暖化防止宣言と地域社会との連携」

#### ■ 「イオン温暖化防止宣言」（2008年3月発表）

イオングループでは、CO<sub>2</sub>排出量を2006年度の370万トンから2012年度に260万トンへ30%削減。現在の政策のみの場合は、2012年度には445万トンになると推定されるので、185万トンの削減が必要。

そのための取り組みとしては、①店舗設備で50万トン削減、②商品・物流で57万トン削減、③お客さまとともに31万トン削減、④京都メカニズムの活用47万トン。

#### ■ レジ袋の削減

イオンリテールでの2008年度の買い物袋持参率は30.53%、レジ袋削減枚数は3億5,800万枚。無料配布中止の店舗数は約400店舗中180店舗（2009年8月現在）。環境省との協定では、2010年度までに買い物袋持参率を50%以上に。

イオングループ全体での無料配布中止の店舗数は290都市806店舗（2009年8月現在）、2012年度までに約1,000店舗に。

#### ■ 「日本カーボンオフセット」（COJ）への参加

削減できずに排出されるCO<sub>2</sub>については、植樹活動やレジ袋削減、店頭回収などがオフセット対象として評価され、それとの相殺が認められるよう、COJを通じて提案していくとのこと。

## ■地域自主協定

京都市、伊勢市など全国各地で、イオン、市民団体、自治体等の間でレジ袋削減に関する地域自主協定を締結。この3者による協議会は、レジ袋削減の取り組みをきっかけに、次に環境教育やごみ減量など地域の課題にも取り組むようになったといいます。そこにより重要な意味があると強調しています。

## ■神戸市民ごみ減量プロジェクト「減装ショッピング」

容器包装を簡素化した「減装商品」を推奨販売する社会実験。2008年に続き2回目。今回の狙いは、「減装ショッピング」を実践できる小売店を増やすためのオペレーション開発。産官民の協働により、ジャスコを含む市内3店舗で、2009年11月13日～2010年11月14日の1年間実施。

2008年に行った、「減装商品」を「通常商品」と併売し、消費者に選択してもらった実験では、売上個数で「減装商品」が「通常商品」をかなり上回りました。

## ■イオンのカーボンフットプリントの取り組み

商品の原材料の採取、製造、輸送、販売、使用、廃棄の各段階で排出されるCO2の総重量を商品に表示することを「カーボンフットプリント」と呼びます。その目的は、①当該商品から出るCO2を削減することを社会に約束する、②トレーサビリティ、③LCAの活用による、さらなるCO2とコストの削減にあります。

イオンは、お歳暮用の洗剤、菜種油、特別栽培米あきたこまちの3品に表示し、2009年10月から販売を開始しました。

## ■温暖化防止に必要なこと

### 1) 市民としての行動

- ①「豊かさの意味」をみんなで考え、次世代に教え伝えていく。
- ②常に情報を収集し、地域の課題をセクター間で共有して、主体的に解決していく。
- ③普段の生活で、できることから行動していく。

### 2) 企業としての行動

- ①低炭素社会の構築という命題を抱えながら、持続的に成長する新しいビジネスプロセス、ビジネスモデルを創り上げていく。
- ②これまで以上に企業市民としての行動を主体的にとっていく。

### 3) 国としての行動

- ①今、地域や世界で何が起きているか、また起ころうとしているかの情報をバランスよく発信する。
- ②地域をよく知っている自治体や市民団体が主体的に課題解決しやすい環境を整える。
- ③次世代の教育に今以上に「豊かさの意味」と「主体的行動の必要性」を取り上げていく。

## <第二部>

### 瀬口亮子さん「レジ袋削減に関する世界の動き」

## ■世界各国のレジ袋削減制度

- 1) 経済的手法①（小売事業者への課税）：台湾、アイルランド
- 2) 経済的手法②（製造業者への課税）：デンマーク、イタリア、南ア
- 3) 規制的手法（レジ袋無料配布の禁止）：韓国、中国、台湾、インド、南ア、カナダ、フランス
- 4) 自発的削減アプローチ：ドイツ、英国、オーストラリア

## ■アイルランド：小売店に課税

2002年3月から、すべての小売店で使用されるレジ袋に対し、VAT（付加価値税）として1枚につき15ユーロセント（2007年7月からは22ユーロセント）を課税。

## ■デンマーク：製造業者に課税

1994年に「包装税」を導入し、製造業者（輸入業者を含む）に対し、レジ袋1kg当たり22デンマーククローネを課税。小売店は課税分が加算されたレジ袋を購入、スーパーはレジ袋に対して使用料金を徴収。

## ■韓国：一回用品使用規制

「資源の節約とリサイクル促進関連法律」（1992年制定）で、レジ袋を含む18種類の使い捨て用品の使用を規制。しかし、レジ袋無償配布禁止が徹底せず、その後規制を強化（プラスチック、紙袋の両方を有料化）。2008年4月に政権が替わり、規制緩和（紙袋は規制対象外に）。NGOは反対。

## ■英国：流通業界と環境省の自主協定

2007年2月に英国小売業協会と環境省等の間で自主協定を締結し、2008年12月までに2006年比25%削減を約束。その後目標を70%削減まで段階的に引き上げ、それを達成できない場合は、2008年11月に成立した「気候変動法」の使い捨て買い物袋有料化の手続き規定が適用される見込み。

## ■日本：地域任せでなく国レベルで実施を

レジ袋有料化については、もはや国全体としてのしくみづくりの時期。紙袋も有料化の対象にすべきといえます。

## 羽賀育子さん「レジ袋辞退率調査報告」

東京都地域消費者団体連絡会が、毎年10月5日に都内のスーパーを対象にレジ袋辞退率の調査を行ってきました。今年の結果は、無料店81店平均が35.4%、有料店11店平均が83.4%。無料店での辞退率は年々上昇。

## 小野寺 勲「容り法とレジ袋有料化」

### ■見送られたレジ袋有料化の法制化

前回の容り法改正では、レジ袋有料化の法制化（法律によるレジ袋無料配布禁止）は見送られ、事業者によるレジ袋削減の自主的取り組みを促すスキームの導入にとどまりました。

レジ袋有料化の法制化が見送られた背景としては、次の3つがあげられます。

- ①憲法の「営業の自由」に抵触する恐れがあった。
- ②独占禁止法違反に問われる可能性があった。
- ③スーパー業界が法制化を求めているのに対し、コンビニ業界が反対。

### ■自主的取り組みの限界

自治体・事業者・市民団体の地域自主協定によるレジ袋有料化が地方で広まっているものの、大都市ではあまり進展が見られず、実施している業態もスーパーにほぼ限られていて、コンビニやデパートは実施を拒んでいます。

### ■公取がレジ袋有料化のための共同行為を解禁

公正取引委員会は、2008年に、「レジ袋の提供は、商品提供というよりも副次的なサービスの一つ」とし、レジ袋有料化のための共同行為は「独占禁止法上問題とならない」という判断を示しました。公取の判断は、憲法の「営業の自由」に抵触するという議論にも影響を与える可能性があり、前回の容リ法改正時に比べ、レジ袋有料化の法制化のハードルが低くなったことを指摘。

**■次の容リ法改正ではレジ袋有料化の法制化、義務化を！**

レジ袋有料化が全国津々浦々に浸透し、スーパー以外の業態にも広まるためには、次の法改正では、無料配布を禁止するか、70%以上の削減を義務付けることが必要であることを問題提起。

(文責／小野寺 勲)